

# 安来市自主防災組織育成事業補助金

## (防災資機材整備事業および防災訓練等事業) 申請の手引き

安来市総務部防災課

### 1 補助制度の概要

市では、安来市自主防災組織育成事業補助金交付要綱にもとづき、単一又は複数の自治会を単位として組織した自主防災組織の活動に補助金を交付します。

補助金の対象者は、安来市自主防災組織認定要綱の規定により市長が自主防災組織として認定したものとします。

※地区の自主防災組織に加入されている場合は、地区内の単一自治会での自主防災組織の認定および補助申請は原則不可とします。

### 2 補助対象事業及び補助対象経費

表 1

	補助対象事業	補助対象経費
1. 防災資機材整備事業	ア 情報収集伝達活動資機材整備	携帯用無線機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等の整備に要する経費
	イ 消火活動資機材整備	消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等の整備に要する経費
	ウ 水防活動資機材整備	防水シート、シャベル、救命胴衣等の整備に要する経費
	エ 救出・救護活動資機材整備	テント、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防じんマスク、毛布、簡易ベッド等の整備に要する経費
	オ 生活維持活動資機材整備	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯装置等の整備に要する経費
	カ その他資機材整備	市長が必要と認める経費
2. 防災訓練等事業	ア 防災訓練活動	防災訓練の実施に要する経費
	イ 防災研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費(飲食に要する経費を除く。)
	ウ その他活動	市長が必要と認める経費

### 3 補助金の額及び限度額

防災資機材整備事業、防災訓練等事業ごとに、自主防災組織の構成世帯数に応じ、下記金額を限度に補助対象事業費の3分の2を補助します。（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

ただし、3分の2の補助金の交付を3回受けた場合は、それ以降2分の1とします。

表2

自主防災組織構成世帯数の区分	補助金の限度額
200世帯以下	40,000円
201世帯以上 300世帯以下	60,000円
301世帯以上 400世帯以下	80,000円
401世帯以上	160,000円

※複数の自治会で構成する自主防災組織にあつては、世帯数は、そのすべての自治会の構成世帯数を合計した数とします。

例1 1自治会80世帯で結成している自主防災組織の場合

40,000円を限度に、補助対象経費の2/3を補助金として交付

例2 3自治会で結成している自主防災組織の場合

3自治会の世帯数内訳（100世帯、150世帯、200世帯）

世帯合計 450世帯

160,000円を限度に、補助対象経費の2/3を補助金として交付

防災資機材整備事業の補助金については次の表のように3回分または2回分をまとめて補助金申請できます。

※補助率が2/3のときのみ対象

表3

	自主防災組織構成世帯数の区分	補助金の限度額
事業実施年度の後、防災資機材整備事業について2年間交付申請を行わない場合	200世帯以下	120,000円
	201世帯以上 300世帯以下	180,000円
	301世帯以上 400世帯以下	240,000円
	401世帯以上	480,000円
事業実施年度の後、防災資機材整備事業について1年間交付申請を行わない場合	200世帯以下	80,000円
	201世帯以上 300世帯以下	120,000円
	301世帯以上 400世帯以下	160,000円
	401世帯以上	320,000円

#### 4 補助金交付手続きの流れ

下記補助金交付申請を行う前に、自主防災組織の認定が必要です。(認定方法については、防災課へお問合せください。)



※交付決定通知書に記載された決定額が、交付する補助金の上限となります。

⇒交付申請書に添付した見積額より実際の購入額が高かった場合でも補助金額は増額されません。

⇒交付申請書に添付した見積額より実際の購入額が安かった場合、交付額は実際の購入額を基に再計算されます。(詳しくは、防災課にお問い合わせください。)

## 5 留意事項

### ○認定申請書（様式第1号）の添付書類について

- ・規約の写し
- ・役員名簿
- ・組織編成図

### ○交付申請書（様式第1号）の添付書類について

- ・事業計画書（別紙1）
- ・収支予算書（別紙2）
- ・自主防災組織育成補助金計算書（別紙6）
- ・見積書の写し（防災資機材を購入される場合は、添付ください。）
- ・債権者登録書
- ・通帳のコピー（口座番号及び口座名義人（カタカナ）が記載してある頁）

### ○補助金対象外経費について

- ・自主防災組織の構成区域内の個人や団体・企業に対する謝金
- ・活動の共催団体や後援団体に対する謝金
- ・弁当代、会議茶菓子代等の食料費（自主防災組織が備蓄する食料を除きます）
- ・汎用性のある備品類（例：パソコン、テレビ、冷蔵庫、エアコンなど）
- ・不動産の建築または取得に係る費用
- ・自主防災組織の自己都合により中止となった活動について、それに要した費用
- ・その他、補助対象事業費として適当でないもの

### ○領収書に関する注意事項

- ・交付決定通知より前の日付の領収書は補助対象となりません。
- ・金額以外に、「日付」「宛名」「但し」の記入漏れがないようご注意ください。
- ・「宛名」は自主防災組織名に統一してください。
- ・実績報告の際には、補助対象経費に係る全ての領収書の写しを提出してください。

### ○前払いについて

前払いを希望する場合は、防災課にご相談ください。

○事業の内容を変更、又は中止する場合の手続きについて

下記のいずれかに該当する場合は、補助金等変更・中止（廃止）承認申請書（様式第3号）他添付書類を提出し、事業終了前にあらかじめ承認を受けてください。

- （1）補助対象経費区分の3割以上を変更するとき。
- （2）交付決定額より交付確定額が減額するとき。
- （3）補助事業等を中止、又は廃止するとき。

○変更承認申請書の添付書類について

- ・変更収支予算書（別紙3）

○実績報告書（様式第2号）の添付書類について

- ・事業実施報告書（別紙4）
- ・収支決算書（別紙5）
- ・補助対象経費に係る全ての領収書の写し
- ・購入した防災資機材・防災訓練等の写真等

○補助金の支払いについて

- ・確定通知後、補助金交付請求書（様式第6号）を提出ください。

○補助金申請について

原則、年度中の申請は1回限りとします。

申請・お問合せ先

安来市役所

総務部防災課

TEL：(0854) 23-3074

FAX：(0854) 23-3152